

## 目次

## 第一章 総則

## 第一節 通則（第一条～第二十三条）

## 第二節 民事調停官（第二十三条の二～第二十三条の五）

## 第三節 特則（第二十四条～第二十四条の三）

## 第四節 宅地建物調停（第二十五条～第二十五条の三）

## 第五節 農事調停（第二十六条～第二十六条の三）

## 第六節 商事調停（第二十七条～第二十七条の二）

## 第七節 鉱害調停（第三十二条・第三十三条）

## 第八節 交通調停（第三十三条の二）

## 第九節 公害等調停（第三十三条の三）

## 第十節 知的財産調停（第三十三条の四）

## 第十一節 罰則（第三十四条～第三十八条）

## 附則

## 第一章 総則

## 第一節 通則（この法律の目的）

第一条 この法律は、民事に関する紛争につき、当事者の互譲により、条理にかない実情に即した解決を図ることを目的とする。

## （調停事件）

第二条 民事に関して紛争を生じたときは、当事者は、裁判所に調停の申立てをすることができる（管轄）。

第三条 調停事件は、特別の定めがある場合を除いて、相手方の住所、居所、営業所若しくは事務所の所在地を管轄する簡易裁判所又は当事者が合意で定める地方裁判所若しくは簡易裁判所の管轄とする。

2 調停事件は、日本国内に相手方（法人その他の社団又は財団を除く。）の住所及び居所がないとき、又は住所及び居所が知れないときは、その最後の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

3 調停事件は、相手方が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）である場合において、日本国内にその事務所若しくは営業所の所在地が知れないときは、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所の管轄に属する。

4 調停事件は、相手方が外国の社団又は財団である場合において、日本国内にその事務所又は営業所がないときは、日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する簡易裁判所（移送等）

第五条 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認めるとき（次項本文に規定するときを除く。）は、申立てにより又は職権で、これを管轄する地方裁判所又は簡易裁判所に移送しなければならない。ただし、事件を処理するため特に必要があると認めるとときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送し、又は自ら処理することができる。

6 裁判所は、調停事件の全部又は一部がその管轄に属しないと認める場合であつて、その事件が家事事件手続法（平成二十三年法律第五十二号）第二百四十四条の規定により家庭裁判所が調停を行うことができる事件であるときは、職権で、これを管轄する家庭裁判所に移送しなければならない。

ばならない。ただし、事件を処理するために特に必要があると認めるときは、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の家庭裁判所に移送することができる。  
3 裁判所は、調停事件がその管轄に属する場合においても、事件を処理するために適当であると認めるときは、職権で、土地管轄の規定にかかわらず、事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができる。

## （調停の申立て）

4 第四条の二 調停の申立ては、申立書を裁判所に提出してしなければならない。

2 前項の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 当事者及び法定代理人

二 申立ての趣旨及び紛争の要点

## （調停機関）

5 第五条 裁判所は、調停委員会で調停を行う。ただし、裁判所が相当であると認めるときは、裁判官だけでこれを行なうことができる。

2 裁判所は、当事者の申立てがあるときは、前項ただし書の規定にかかわらず、調停委員会で調停を行わなければならない。

## （調停委員会の組織）

6 第六条 調停委員会は、調停主任一人及び民事調停委員二人以上で組織する。

## （調停主任等の指定）

7 第七条 調停主任は、裁判官の中から、地方裁判所が指定する。

（民事調停委員）

8 第八条 民事調停委員は、調停委員会で行う調停に関与するほか、裁判所の命を受けて、他の調停事件について、専門的な知識経験に基づく意見を述べ、嘱託に係る紛争の解決に関する事件の関係人の意見の聴取を行い、その他調停事件を処理するために必要な最高裁判所の定める事務を行う。

9 第九条 民事調停委員の除斥については、非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第十二条、第十三条第二項、第八項及び第九項並びに第十四条第二項の規定（忌避に関する部分を除く。）を準用する。

2 民事調停委員の除斥についての裁判は、民事調停委員の所属する裁判所がする。

（手当等）

10 第十条 民事調停委員には、別に法律で定めるところにより手当を支給し、並びに最高裁判所の定めるところにより旅費、日当及び宿泊料を支給する。

（利害関係人の参加）

11 第十一条 調停の結果について利害関係を有する者は、調停委員会の許可を受けて、調停手続に参加することができる。

2 調停委員会は、相当であると認めるときは、調停の結果について利害関係を有する者を調停手続に参加させることができる。

## （調停前の措置）

12 第十二条 調停委員会は、調停のために特に必要があると認めるときは、当事者の申立てにより、調停前の措置として、相手方その他の事件の関係人に対して、現状の変更又は物の処分の禁止その他調停の内容たる事項の実現を不能にし又は著しく困難ならしめる行為の排除を命ずることができる。

2 前項の措置は、執行力を有しない。

## （調停手続の指揮）

13 第十二条の二 調停委員会における調停手続は、調停主任が指揮する。

(期日の呼出し)

**第十二条の三** 調停委員会は、調停手続の期日を定めて、事件の関係人を呼び出さなければならぬ。

**第十二条の四** 調停委員会は、事件の実情を考慮して、裁判所外の適当な場所で調停を行うことができる。

(電子調書の作成)

**第十二条の五** 裁判所書記官は、調停手続の期日にについて、最高裁判所規則で定めるところにより、電子調書（期日又は期日外における手続の方式、内容及び経過等の記録及び公証をするための法律その他の法令の規定により裁判所書記官が作成する電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を作成しなければならない。ただし、調停主任においてその必要がないと認めるときは、この限りでない。）を記録しなければならない。

2 裁判所書記官は、前項の規定により電子調書を作成したときは、最高裁判所規則で定めるところにより、これを裁判所の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）に備えられたフайл（第十二条の七第二項及び第三項並びに第十二条の人を除き、以下単に「フайл」といふ。）に記録しなければならない。

（非電磁的事件記録の閲覧等）

**第十二条の六** 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、非電磁的事件記録（調停事件の記録中次条第一項に規定する電磁的事件記録を除いた部分をいう。次項及び第十二条の九において同じ。）の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付を請求することができる。

2 民事訴訟法（平成八年法律第百九号）第九十一条第四項及び第五項の規定は、非電磁的事件記録について準用する。

(電磁的事件記録の閲覧等)

**第十二条の七** 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録（調停事件の記録中この法律その他の法令の規定によりフイルに記録された事項に係る部分をいう。以下この条及び第十二条の九において同じ。）の内

容を最高裁判所規則で定める方法により表示したもののが閲覧を請求することができる。

2 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、電磁的事件記録に記録されて

いる事項について、最高裁判所規則で定めるところにより、最高裁判所規則で定める電子情報処理組織（裁判所の使用に係る電子計算機と手続の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子計算機に備えられたフайлに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法に

よる複写を請求することができる。

3 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、電磁的事件記録に記録されている事項の全部若しくは一部を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該書面の内容が電磁的事件記録に記録され

いる事項と同一であることを証明したものを交付し、又は当該事項の全部若しくは一部を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該電磁的記録の内容

が電磁的事件記録に記録されている事項と同一であることを証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたフайлに記録す

る方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

4 民事訴訟法第九十一条第五項の規定は、第一項及び第二項の規定による電磁的事件記録に係る

閲覧及び複写の請求について準用する。

(調停事件に関する事項の証明)

**第十二条の八** 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所書記官に対し、最高裁判所規則で定めるところにより、調停事件に関する事項を記載した書面であつて裁判所書記官が最高裁判所

規則で定める方法により当該事項を証明したものを交付し、又は当該事項を記録した電磁的記録であつて裁判所書記官が最高裁判所規則で定める方法により当該事項を証明したものを最高裁判所規則で定める電子情報処理組織を使用してその者の使用に係る電子計算機に備えられたフайлに記録する方法その他の最高裁判所規則で定める方法により提供することを請求することができる。

(秘密保護のための閲覧等の制限)

**第十二条の九** 民事訴訟法第九十二条の規定は、調停事件の記録の閲覧等（非電磁的事件記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供をいう。）について準用する。

(事実の調査及び証拠調べ等)

**第十二条の十** 調停委員会は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認められた証拠調べをすることができる。

2 調停委員会は、調停主任に事実の調査又は証拠調べをさせることがある。

**第十三条** 調停委員会は、事件が性質上調停をするのに適當でないと認めるときは、調停をしないものとして、事件を終了させることができる。

**第十四条** 調停委員会は、当事者間に合意が成立する見込みがない場合又は成立した合意が相当でないと認める場合において、裁判所が第十七条の決定をしないときは、調停が成立しないものとして、事件を終了させることができる。

**第十五条** 第十一條から前条までの規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

2 前項の規定によりフайлに記録された電子調書は、当事者に送付しなければならない。

**第十六条** 調停において当事者間に合意が成立した場合において、その合意について電子調書を作成し、これをフайлに記録したときは、調停が成立したものとし、その記録は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

**第十七条** 第十一條から前条までの規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

2 (調停に係る電子調書の更正決定)

**第十八条** 前条第一項の規定によりフайлに記録された電子調書につきその内容に計算違誤があるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために公平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。

2 更正決定は、最高裁判所規則で定めるところにより、電子裁判書（第二十二条において準用する非証明事件手続法第五十七条第一項に規定する電子裁判書をいう。）を作成し、フайлに記録してしなければならない。

3 更正決定に対しても、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

**第十九条** 裁判所は、調停委員会の調停が成立する見込みがない場合において相当であると認めるときは、当該調停委員会を組織する民事調停委員の意見を聴き、当事者双方のために公平に考慮し、一切の事情を見て、職権で、当事者双方の申立ての趣旨に反しない限度で、事件の解決のために必要な決定をすることができる。

2 (調停に代わる決定)

3 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

4 第一項の申立てを不適法として却下した決定に対しては、即時抗告をすることができる。

**第二十条** 前条の決定に対しても、当事者又は利害関係人は、異議の申立てをすることができる。

2 その期間は、当事者が決定の告知を受けた日から二週間とする。

2 裁判所は、前項の規定による異議の申立てが不適法であると認めるときは、これを却下しなければならない。

3 前項の規定により異議の申立てを却下する裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有する。

4 適法な異議の申立てがあつたときは、前条の決定は、その効力を失う。

5 第一項の期間内に異議の申立てがないときは、前条の決定は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

#### (調停不成立等の場合の訴の提起)

**第十九条** 第十四条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定により事件が終了し、又は前条第四項の規定により決定が効力を失つた場合において、申立人がその旨の通知を受けた日から二週間以内に調停の目的となつた請求について訴えを提起したときは、調停の申立ての時に、その訴えの提起があつたものとみなす。

#### (調停の申立ての取下げ)

**第十九条の二** 調停の申立ては、調停事件が終了するまで、その全部又は一部を取り下げる事ができる。ただし、第十七条の決定がされた後にあつては、相手方の同意を得なければ、その効力を生じない。

#### (付調停)

受訴裁判所は、適當であると認めるときは、職権で、事件を調停に付した上、管轄裁判所に処理させ又は自ら処理することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定により事件を調停に付した場合において、調停が成立し又は第十七条の決定が確定したときは、訴えの取下げがあつたものとみなす。

3 第一項の規定により受訴裁判所が自ら調停により事件を処理する場合には、調停主任は、第七条第一項の規定にかかわらず、受訴裁判所がその裁判官の中から指定する。

4 前三项の規定は、非訟事件を調停に付する場合について準用する。

#### (調停が成立した場合の費用の負担)

**第二十条の二** 調停が成立した場合において、調停手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

2 前条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）及び第二十四条の二第二項の規定により調停に付された訴訟事件又は非訟事件について調停が成立した場合において、訴訟費用及び非訟事件の手続の費用の負担について特別の定めをしなかつたときは、その費用は、各自が負担する。

#### (訴訟手続等の中止)

**第二十条の三** 調停の申立てがあつた事件について訴訟が係属しているとき、又は第二十条第一項若しくは第二十四条の二第二項の規定により事件が調停に付されたときは、受訴裁判所は、調停事件が終了するまで訴訟手続を中止することができる。ただし、事件について争点及び証拠の整理が完了した後において、当事者の合意がない場合には、この限りでない。

2 前項の規定は、調停の申立てがあつた事件について非訟事件が係属しているとき、又は第二十条第一項において準用する同条第一項の規定により非訟事件が調停に付されたときについて準用する。（終局決定以外の決定に対する即時抗告）

**第二十一条** 調停手続における終局決定以外の決定に対する即時抗告をすることができる。（電子情報処理組織による申立て等）

**第二十二条** 調停手続における終局決定以外の決定に対する即時抗告をすることができる。（高裁判所規則で定めるところにより、即時抗告をすることができる。）

この場合において、同法第三十二条の十第五項及び第六項並びに第三十二条の十二第二項及

び第三項中「送達」とあるのは「送達又は送付」と、同法第三十二条の十一第一項第一号中「第五十四条第一項ただし書」とあるのは「民事調停法第二十二条において準用する非訟事件手続法（平成二十三年法律第五十一号）第二十二条第一項ただし書」と、同項第二号中「第二条」とあるのは「第九条において準用する同法第二条」と、同法第三十二条の十二第二項第三号中「第三十二条の二第二項」とあるのは「民事調停法第二十二条の三において読み替えて準用する第三十二条の二第二項」と読み替えるものとする。

2 調停手続においてこの法律その他の法令の規定に基づき裁判所に提出された書面等（書面、書類、文書、賛本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この項において同じ。）（申立て等が書面等により行われたときにおける当該書面等を除く。）又は電磁的記録を記録した記録媒体に記載され、又は記録されている事項のファイルへの記録については、民事訴訟法第三十二条の十三の規定を準用する。この場合において、同条第三号中「第三十二条の二第二項」とあるのは「民事調停法第二十二条の三において読み替えて準用する第三十二条の二第二項」と、同条第四号中「第三十二条の三第一項」とあるのは「民事調停法第二十二条の三において読み替えて準用する第三十二条の三第一項」と読み替えるものとする。

#### (当事者に対する住所、氏名等の秘匿)

**第二十二条の三** 調停手続における申立て等について、民事訴訟法第一編第八章の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

当事者又は参加人（民事調停法第十一条（同法第十五条において準用する場合を含む。）の規定により調停手続に参加した者をいう。）（百三十条の四第一項、第二項及び第七項において同じ。）

第二百三十二条第三項	第二百三十二条第三項	第二百三十二条第三項
訴訟記録等（訴訟記録又は第三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）	訴訟記録等（訴訟記録又は第三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）	訴訟記録等（訴訟記録又は第三十二条の四第一項の処分の申立てに係る事件の記録をいう。以下この章において同じ。）
訴訟記録等の閲覧等（訴訟記録の閲覧等、非電磁的証拠収集処理調停事件の記録の閲覧等、非電磁的証拠の閲覧等又は電磁的証拠の閲覧等又は電磁的証拠の記録をいう。）の閲覧若しくは譲写、その原本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録（同法第十二条の七第一項に規定する電磁的事件記録をいう。次条において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供	調停事件の記録の閲覧等（調停事件の記録の閲覧等、非電磁的事件記録の閲覧等、非電磁的証拠の閲覧等又は電磁的証拠の閲覧等又は電磁的証拠の記録をいう。）の閲覧若しくは譲写、その原本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録（同法第十二条の七第一項に規定する電磁的事件記録をいう。次条において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供	調停事件の記録の閲覧等（調停事件の記録の閲覧等、非電磁的事件記録の閲覧等、非電磁的証拠の閲覧等又は電磁的証拠の閲覧等又は電磁的証拠の記録をいう。）の閲覧若しくは譲写、その原本、謄本若しくは抄本の交付若しくはその複製又は電磁的事件記録（同法第十二条の七第一項に規定する電磁的事件記録をいう。次条において同じ。）の閲覧若しくは複写若しくはその内容の全部若しくは一部を証明した書面の交付若しくは電磁的記録の提供



3 第一項の調停条項について電子調書を作成し、これをファイルに記録したときは、調停が成立したものとみなし、その記録は、裁判上の和解と同一の効力を有する。

## 第二節 農事調停

### (農事調停事件)

**第二十五条** 農地又は農業経営に付随する土地、建物その他の農業用資産（以下「農地等」という。）の貸借その他の利用関係の紛争に関する調停事件については、前章に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

#### (管轄)

**第二十六条** 前条の調停事件は、紛争の目的である農地等の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

（小作官等の意見陳述）

**第二十七条** 小作官又は小作主事は、調停手続の期日外において、調停委員会に対して意見を述べることができる。

2 調停委員会は、相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、前項の期日において、最高裁判所規則で定めるところにより、調停委員会及び当事者双方が小作官又は小作主事との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、小作官又は小作主事に同項の意見を述べさせることができる。

（小作官等の意見聴取）

**第二十八条** 調停委員会は、調停をしようとするときは、小作官又は小作主事の意見を聴かなければならぬ。

（裁判官の調停への準用）

**第二十九条** 前二条の規定は、裁判官だけで調停を行う場合に準用する。

（移送等への準用）

**第三十条** 第二十八条の規定は、裁判所が、第四条第一項ただし書若しくは第三項の規定により事件を移送し若しくは自ら処理しようとしたし、又は第十七条の決定をしようとする場合に準用する。

（商事調停）

**第三十一条** 第二十四条の三の規定は、商事の紛争に関する調停事件に準用する。

（鉱害調停）

**第三十二条** 鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件は、損害の発生地を管轄する地方裁判所の管轄とする。

（農事調停等に関する規定の準用）

**第三十三条** 第二十四条の三及び第二十七条から第三十条までの規定は、前条の調停事件に準用する。この場合において、第二十七条及び第二十八条中「小作官又は小作主事」とあるのは、「経済産業局長」と読み替えるものとする。

（交通調停）

**第五節 交通調停**

（交通調停事件・管轄）

**第三十三条の二** 自動車の運行によって人の生命又は身体が害された場合における損害賠償の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害賠償を請求する者の住所又は居所の所在地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

（公害等調停事件・管轄）

**第三十三条の三** 公害又は日照、通風等の生活上の利益の侵害により生ずる被害に係る紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、損害の発生地又は損害が発生するおそれのある地を管轄する簡易裁判所の管轄とする。

（知的財産調停）

**第三十三条の四** 知的財産の紛争に関する調停事件は、第三条に規定する裁判所のほか、同条の規定（同条第一項の規定中当事者が合意で定める管轄に関する部分を除く。）により次の各号に掲げる裁判所が管轄を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄とする。

一 東京高等裁判所、名古屋高等裁判所、仙台高等裁判所又は札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所 東京地方裁判所  
二 大阪高等裁判所、広島高等裁判所、福岡高等裁判所又は高松高等裁判所の管轄区域内に所在する簡易裁判所 大阪地方裁判所

## 第三章 罰則

### (不出頭に対する制裁)

**第三十四条** 裁判所又は調停委員会の呼出しを受けた事件の関係人が正当な事由がなく出頭しないときは、裁判所は、五万円以下の過料に処する。

### (措置違反に対する制裁)

**第三十五条** 裁判所又は参加人が正当な事由がなく第十二条（第十五条において準用する場合を含む。）の規定による措置に従わないときは、裁判所は、十万円以下の過料に処する。

### (過料についての決定)

**第三十六条** 前二条の過料の決定は、裁判官の命令で執行する。この命令は、執行力のある債務名義と同一の効力を有する。

2 前項に規定するもののほか、過料についての決定に關しては、非訟事件手続法第五編の規定（同法第百十九条並びに第百二十二条第一項及び第三項の規定並びに同法第百二十条及び第百二十二条の規定中検察官に関する部分を除く。）並びに刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第五百八条第一項本文及び第二項並びに第五百四十四条の規定を準用する。

### (評議の秘密を漏らす罪)

**第三十七条** 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなく評議の経過又は調停主任若しくは民事調停委員の意見若しくはその多少の数を漏らしたときは、三十万円以下の罰金に処する。

### (人の秘密を漏らす罪)

**第三十八条** 民事調停委員又は民事調停委員であつた者が正当な事由がなくその職務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたときは、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

## 附 則

### 抄

#### (施行期日)

**第一条** この法律は、昭和二十六年十月一日から施行する。

#### (借地借家調停法等の廃止)

**第二条** 借地借家調停法（大正十一年法律第四十一号）、小作調停法（大正十三年法律第十八号）、商事調停法（大正十五年法律第四十二号）及び金銭債務臨時調停法（昭和七年法律第二十六号）は、廃止する。

#### (從前の調停事件)

**第十三条** この法律施行前に裁判所が受理した調停事件については、なお從前の例による。

#### (調停委員となるべき者の選任等)

**第十四条** この法律施行前に從前の法律の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、この法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

2 この法律施行後に同法の規定によつてした調停委員となるべき者の選任は、從前の法律の適用については、同法の規定によつてした選任とみなす。

#### 3 前二項の規定は、調停主任の指定に準用する。

#### (罰則の適用)

**第十五条** この法律施行前にした行為に対する罰則の適用については、なを從前の例による。

2 小作調停法又は金銭債務臨時調停法による調停委員又は調停委員であつた者のこの法律施行後の行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。但し、從前の規定中「千円」とあるのは「五千円」とする。

- 3 この法律施行後の行為に対しして従前の過料に関する規定を適用する場合には、その規定中「五十円」とあるのは「三千円」とし、「五百円」とあるのは「五千円」とする。但し、従前の家事審判法の規定中「五百円」とあるのは「三千円」とする。
- 4 この法律施行後に従前の例によるべき場合であつても、過料の裁判又は審判及びその執行については、第三十六条又はこの法律による改正後の家事審判法第二十九条の規定を適用する。
- 附 則（昭和四六年四月六日法律第二号）
- この法律（第一条を除く。）は、昭和四六年七月一日から施行する。
- 附 則（昭和四九年五月二十四日法律第五五号）
- （施行期日）
- 1 この法律は、昭和四十九年十月一日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この法律の施行前に調停委員会においてした手続及び裁判所がした調停委員の意見の聴取は、この法律による改正後の民事調停法又は家事審判法の規定により調停委員会においてした手続及び裁判所がした民事調停委員又は家事調停委員の意見の聴取とみなす。
- 3 この法律の施行前に調停委員、調停の補助をした者又は参与員がした執務に係る旅費、日当及び宿泊料又は止宿料の支給については、なお従前の例による。
- 4 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 5 この法律の施行前に調停委員であつた者がこの法律の施行後にして同一の行為に対する罰則の適用についても、前項と同様とする。
- 附 則（昭和五四年三月三十日法律第五号）抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、民事執行法（昭和五十四年法律第四号）の施行の日（昭和五十五年十月一日）から施行する。
- （経過措置）
- 2 この法律の施行前に申し立てられた民事執行、企業担保権の実行及び破産の事件については、なお従前の例による。
- （罰則に関する経過措置）
- 3 前項の事件に関し執行官が受ける手数料及び支払又は償還を受ける費用の額については、同項の規定にかかわらず、最高裁判所規則の定めるところによる。
- 附 則（昭和五七年八月二十四日法律第八三号）抄
- （施行期日）
- 1 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
- （罰則に関する経過措置）
- 第二条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- 附 則（平成三年一〇月四日法律第九一号）
- （施行期日）
- 1 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この法律の施行前に訴えが提起された場合における借地借家法（平成三年法律第九十号）第十一条の地代若しくは土地の借賃の額の増減の請求又は同法第三十二条の建物の借賃の額の増減の請求の事件に関しては、なお従前の例による。
- 3 改正後の第二十四条の三の規定は、この法律の施行の際現に裁判所に係属している前項の請求に係る調停事件についても適用する。
- 4 商事の紛争に関する調停事件又は鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）に定める鉱害の賠償の紛争に関する調停事件でこの法律の施行前に改正前の第三十一条第一項（改正前の第三十三条において準用する場合を含む。）に規定する書面による合意がされているものについては、なお従前の例による。

- 附 則（平成一一年一二月二二日法律第一六〇号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律（第二条及び第三条を除く。）は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第九百九十五条（核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。）、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日
- 二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日
- 附 則（平成一五年七月二十五日法律第一二八号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 略
- 二 第三条（民事訴訟費用等に関する法律第四条第二項及び第七項の改正規定を除く。）及び第二章並びに附則第三条から第五条までの規定 平成十六年一月一日
- 附 則（平成一六年一一月三日法律第一五一号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
- （罰則の適用に関する経過措置）
- 第三十九条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例による場合におけるこの法律の施行後にして同一の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
- （政令への委任）
- 第四十条 附則第三条から第十条まで、第二十九条及び前二条に規定するもののほか、この法律の施行に必要な経過措置は、政令で定める。
- 附 則（平成一三年五月二十五日法律第五三号）
- この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。
- 附 則（令和四年五月二十五日法律第四八号）抄
- （施行期日）
- 第一条 この法律は、公布の日から起算して四年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
- 一 第三条の規定並びに附則第六十条中商業登記法（昭和三十八年法律第二百二十五号）第五十二条第二項の改正規定及び附則第二百二十五条の規定 公布の日
- 二 第一条の規定、第四条中民事訴訟費用等に関する法律第二十八条の二第一項の改正規定及び同別表第一の一七の項イ（イ）の改正規定（「取消しの申立て」の下に「、秘匿決定を求める申立て、秘匿事項記載部分の閲覧等の請求をることができる者を秘匿決定に係る秘匿対象者に限る決定を求める申立て、秘匿決定等の取消しの申立て、秘匿決定等により閲覧等が制限される部分につき閲覧等をするとの許可を求める申立て」を加える部分に限る。）、第五条中人事訴訟法第三十五条の改正規定、第六条の規定並びに第九条中民事執行法第二百五十六条の改正規定、同法第二百五十七条第四項の改正規定、同法第二百六十二条第一項の改正規定、同法第二百六十五条の次に一条を加える改正規定、同法第二百六十五条第一号の改正規定、同法第二百六十六条第一項第一号の改正規定、同法第二百六十七条の十第一項の改正規定及び同法第二百六十七条の十第一項の改正規定並びに附則第四十五条及び第四十八条の規定、附則第七十一条中民事保全法（平成元年法律第九十一号）第五十条第五項の改正規定、附則第七十三条の規定、附則第八十二条中組織的な犯罪の处罚及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第二百三十号）第三十条第四項の改正規定及び同法第三十六条第五項の改正規定並びに附則第八十六号）



び同法第五十五条の改正規定、第八十八条中民事訴訟費用等に関する法律附則を同法附則第一条とし、同条に見出しを付し、同法附則に十二条を加える改正規定、第九十四条中船舶の所有者等の責任の制限に関する法律第五十九条の次に一条を加える改正規定、第一百十条中民事保全法第四十六条の改正規定（第十八条）の下に「、第十八条の二」を加える部分に限る。）、第一百三十条中金融機関等の更生手続の特例等に関する法律第六十六条の改正規定及び同法第二百三十二条の改正規定、第一百四十五条中民事再生法第一百十五条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百五十三条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）、第一百六十二条第一項の規定、第二百二条中会社更生法第一百十条第三項の改正規定（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第八十五条）を「民事執行法第八十五条から第八十六条まで」に改める部分に限る。）及び同法第一百五十五条の次に一条を加える改正規定（第二百十六条第一項の規定、第二百十九条中民事訴訟法第九条に一項を加える改正規定及び同法第三十三条に二項を加える改正規定、第二百四十九条中破産法第一百二十一条の次に一条を加える改正規定、同法第一百二十二条第二項の改正規定、同法第一百三十六条の次に一条を加える改正規定及び同法第一百九十二条第三項の改正規定（第八十五条）の下に「から第八十六条まで」を加える部分に限る。）、第二百六十五条第一項の規定、第三百四十四条中非訟事件手続法第三十三条第四項の改正規定、同法第四十三条の改正規定及び同法第四十七条第一項の改正規定、第三百二十六条中民事事件手続法第四十条の改正規定、同法第四十九条の改正規定、同法第五十四条第一項の改正規定、同法第五十九条の改正規定、同法第六十条第二項の改正規定（（及び第二項）を「から第三項まで」に改める部分に限る。）、同法第八十四条第一項の改正規定（（第三項まで、）を「第四項まで、」に改める部分及び「高等裁判所に」との下に「、第五十九条第三項中「家庭裁判所及び」とあるのは「高等裁判所及び」とを加える部分に限る。）、同法第二百六十条第一項第六号の改正規定及び同法第一百六十一条第五項の改正規定、三百四十二条中国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約の実施に関する法律第七十条の改正規定、同法第七十五条第一項の改正規定、同法第八十条に一項を加える改正規定及び同法第三条第六項の改正規定並びに第三百五十六条中消費者の財産的被害等の集団的な回復のための民事の裁判手続の特例に関する法律第五十三条の改正規定（（、第八十七条の二）を削る部分に限る。）民事訴訟法等の一部を改正する法律の施行の日